別　紙

工事費負担金の長期未精算、誤精算および監査資料の誤報告の概要について

２０２２年2月１０日

関西電力送配電株式会社

工事費負担金の精算について

○託送供給等約款などにて定める工事については、工事費を工事費負担金として工事着手前に申し受け、工事完了後に実際に要した工事費との差額を精算している。

＜工事費負担金の精算イメージ＞

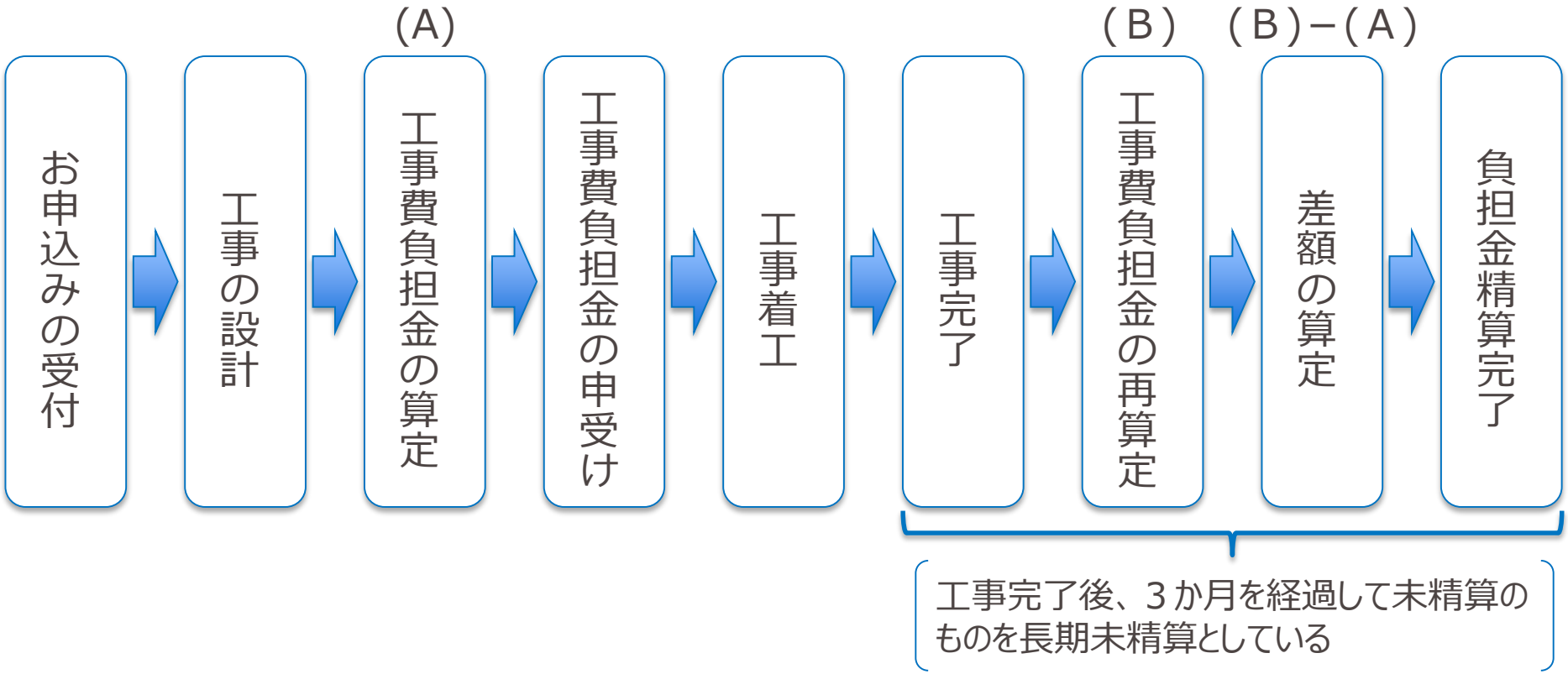

［工事費負担金を申し受けるお申込み例］

・発電設備連系のための設備を施設する場合
・高圧受電から低圧受電に切り替える場合　　など

長期未精算に関する調査結果と発生要因について［１／２］

調査結果

○2021年12月末時点において、工事完了後３か月以上、工事費負担金が未精算となっている事例が32件あることを確認した。

○なお、過去７年間（2015年度～2021年度）において、精算までに３か月以上要した事例が429件あったが、前述の32件以外については精算が行われていた。

○今回確認した長期未精算429件のうち、50件については、2018年度から今年度までの電力・ガス取引監視等委員会の電気事業監査において報告すべき事例であった。

長期未精算件数		32件※	
精算内容		追加請求：20件 （合計金額：1,019千円 最大金額：　264千円）	返戻：11件 （合計金額：5,627千円 最大金額：1,982千円）
工事完了時期	2015年度	0件	2件
	2016年度	0件	0件
	2017年度	0件	0件
	2018年度	1件	0件
	2019年度	4件	2件
	2020年度	4件	2件
	2021年度	11件	5件

※１件（2021年度工事完了）については同一お客さまの別案件と合わせて精算予定であり、現時点で精算額を算定していない。

長期未精算に関する調査結果と発生要因について［２／２］

発生要因	○一部の配電営業所において、工事完了から精算までの案件管理に関するルールが徹底できておらず、特に同時申込案件等の進捗管理が不十分であった。

要　因	件　数
○同時申込案件等については関連する全ての工事完了後に精算を行うこととなっており、個別のハンド管理を行っているが、全ての工事が完了しているにも関わらず、一部の工事が完了していないと誤って認識していたもの。 ［参考］同時申込案件に関する取扱いイメージ 複数の申込により共用設備が発生（同時申込）する場合、共用部の按分精算が必要となる。（A・Bの工事が先に完了した場合、Cの工事完了後に共用部分を按分する。） 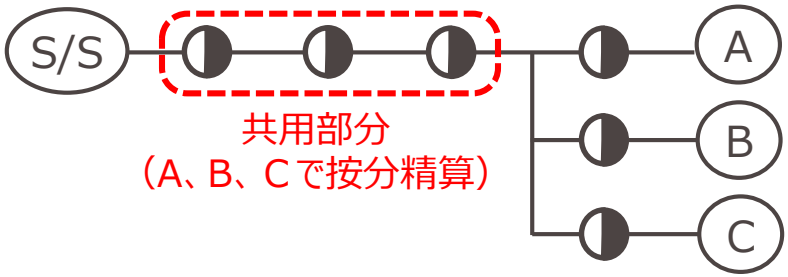	25件
○未精算案件については、毎月、個別に作成した長期未精算案件を管理する帳票と工事工程を管理するシステムを照合した上で、未精算となっている理由等を確認することとなっているが、照合を実施していなかったため、照合すれば確認できた工事の完了を把握できなかったもの。	3件
○負担金の精算額算定に時間を要したもの。［１件については同一お客さまの別案件と合わせて精算予定であり、現時点で精算額を算定していない。］	4件

誤精算に関する調査結果と発生要因について

調査結果	○過去７年間（2015年度～2021年度）において、工事費負担金の精算額が誤っていた事例が66件あることを確認した。

誤精算件数	66件	
精算内容	追加請求：58件 （合計金額：751千円 最大金額：531千円）	返戻：8件 （合計金額：1,557千円 最大金額：701千円）

発生要因	○一部の配電営業所において、負担金の計算に不備があった。 ○同時申込案件について、重複請求や按分算定の適用条件の誤認があった。

要　因	件　数
消費税変更（算定時8%⇒精算時10%）の反映漏れ	47件※
精算額算定時における小数点の端数処理誤り	15件※
同時申込案件における共用部の重複請求・按分計算誤り	4件
精算額算定時に使用する計算ツールへの入力誤り	1件

※複数の要因により誤精算となっているもの（１件）はそれぞれ件数を計上

主な再発防止対策について

長期未精算

○ハンド管理が必要であり、各配電営業所にて管理方法が異なっていた同時申込案件等について、管理方法を全社で統一し、標準化を行うとともに、システムによる管理を実施する。
○負担金精算業務を担当する新任役職者・担当者への教育について、長期未精算の詳細な管理ルールや具体的な方法等に関する内容を追加する。
○毎月各配電営業所にて実施している未精算案件の全数確認について、本店・支社においても確認を実施する。
○電気事業監査の際には、本店において、報告対象を明確にした監査調書の作成要領を作成するとともに、各配電営業所から報告のあった案件に漏れがないか確認する。

誤精算

○これまで様式が統一されていなかった計算ツールについて共通化を行う。加えて、長期的な対策として負担金算定に関するシステムの構築を検討する。
○負担金精算業務を担当する新任役職者・担当者への教育について、算定方法が複雑となる同時申込案件等に関する内容を追加する。

共　通

○社長から約款の遵守や業務の適切な処理等に関する重要性についてメッセージを発信する。
○本店（配電部）による社内監査（セルフチェック）について、今回の長期未精算や誤精算等を踏まえた内容を追加する。
○経営監査部により、今回の再発防止対策の運用状況等について監査する。